

北海道からの道州制特区提案に係る対応について【総括表】  
(○は道州制特別区域基本方針の変更を行うもの)

(第5次提案 平成23年10月28日提出)

NO	提 案 項 目	主な関係省庁	対 応
①	「ふるさと納税」のコンビニでの収納	総務省	地方自治法施行令を改正し、全国的に措置
②	自家用有償旅客運送の登録権限の移譲及び 登録要件等に係る載量権の拡大	国土交通省	登録権限の市町村への移譲等について検討 現行制度で対応可能な範囲を明確化し、通知
③	アウトドア事業者等による自家用有償旅客送迎	国土交通省	現行制度で実施可能な範囲を明確化し、通知
④	認定NPO法人の認定権限等の移譲に伴う 国と連携を図る仕組みなどの法制化	内閣府	現行制度で対応可能である旨を通知

## 北海道からの道州制特区提案に係る対応について

(第5次提案 平成23年10月28日提出)

NO	提案項目・内容	主な関係省庁	対 応	内 容
1 (内容) 「ふるさと納税」のコンビニでの収納 地方公共団体が私人に収納を委託できる歳入 での収納をする。	総務省	地方自治法施行令を改正 し、全国的に措置		<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通地方公共団体が私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる歳入として、寄附金を追加した（地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第410号））。</li> <li>※ 平成23年12月26日公布・施行</li> </ul>
2 (内容) 自家用有償旅客運送の登録権限の 移譲及び登録要件等に係る裁量権 の拡大 (財源措置を要望)	国土交通省	登録権限の市町村への 移譲等について検討 現行制度で対応可能な 範囲を明確化し、通知		<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録権限の市町村への移譲については、「希望する市町村に権限を移譲する方向で検討する」とした、国土交通省における出先機関の事務・権限仕分け（「自己仕分け」）結果（平成22年9月）に基づいて、北海道の要望や市町村の意見も伺いながら、今後、必要な検討を進めます。</li> <li>・更新登録については、現行制度において書面協議が可能な旨を明確化し、通知。</li> <li>・登録要件等については、提案内容を踏まえ、平成24年度中に検討を行い、必要な措置を講じる。</li> </ul>

## 北海道からの道州制特区提案に係る対応について

NO	提案項目・内容	主な関係省庁	対応	内 容
3	アウトドア事業者等による 自家用有償旅客送迎	国土交通省 (内容) 交通アクセスを含めた、安全で良質なガイドサービスを観光客に提供することにより、北海道のアウトドア事業者等(道認定のガイド・優良事業者)による自家用有償旅客送迎を可能にする。	現行制度で実施可能な範囲 を明確化し、通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>自家用有償旅客送迎は、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合に、タクシー事業者等に課されるものであり、當利を目的とするアウトドア事業者等によるレジャーの自家用有償旅客送を可能とすることは不適当。</li> <li>他方、アウトドア観光客の送迎については、現行制度で無償運送と位置付けられる場合も存在。このため、北海道アウトドア資格制度登録事業者が行う参加者の送迎輸送について、現行制度で実施可能な範囲を明確化し、通知する。</li> <li>また、アウトドア事業者等がタクシー事業の許可を取得するこども考えられるところ、タクシー事業者の営業所が存在しない市町村等においては、最低車両数が2両に引き下げられている点について周知する。</li> </ul>
4	認定NPO法人の認定権限等の移譲 に伴う国と連携を図る仕組みなどの 法制化 (財源措置を要望)	内閣府 (内容) NPO法の改正による認定NPO法人の認定・監督権限の都道府県知事等への移譲に伴い、特定広域団体等が当該事務を適正かつ円滑に実施できるよう、国税庁と情報共有や協議を行うことができる実効性のある仕組みを法制化する。 また、当該事務に要する費用について、交付措置を行う。	現行制度で対応可能である 旨を通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案の趣旨を踏まえ、国税庁からの認定事務の一般的なノウハウの提供を、今後も行う。</li> <li>また、特定非営利活動促進法(平成24年4月一部改正)において、滞納処分、重加算税賦課決定処分について周知する。</li> <li>上記の旨を、文書により通知する。</li> <li>なお、同法の改正による新たな認定制度の執行に係る費用については、「新しい公共支援事業」による基金の費用について措置を講じたほか、所要の地方財政措置を講じることとしている。</li> </ul>